

S . T . E . P ゲートウェイ
(VPN・L2L・Firewall・セキュア RD)
サービス利用規約

平成 2 9 年 5 月

北海道総合通信網株式会社

S.T.E.P ゲートウェイサービス利用規約

(利用規約の適用)

第1条 北海道総合通信網株式会社（以下、「当社」という。）は、S.T.E.P ゲートウェイサービス利用規約（以下、「利用規約」という。）を定め、この利用規約に基づき S.T.E.P ゲートウェイサービスを提供します。

2 本サービスの詳細は、別に定める S.T.E.P ゲートウェイサービス仕様書に準じます。

(利用規約の変更)

第2条 当社は、この利用規約を変更する場合があります。この場合の料金その他の変更条件は、変更後の利用規約によります。

(用語の定義)

第3条 この利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 コンピュータ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
3 コンピュータ通信網サービス	コンピュータ通信網を使用して行う電気通信サービス
4 契約者	当社と本利用規約に定めるサービスの提供を受けるために契約を締結しているもの
5 イーサネット通信網サービス契約約款	当社が別に定めるイーサネット通信網サービス契約約款
6 コンピュータ通信網サービス契約約款	当社が別に定めるコンピュータ通信網サービス契約約款
7 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
8 営業日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、当社指定休日（5月1日）を除く、月曜日から金曜日
9 営業時間	当社営業日における9時から17時まで

(利用申込み)

第4条 本サービスの利用申込みについては、本サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の利用契約申込書を提出していただきます。

- 2 当社は利用申込みがあった場合は、これを承諾します。
- 3 当社は次の場合には本サービス利用の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの提供が技術上困難なとき
 - (2) 本サービス申込者が当該申込に係る本サービスの契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
 - (3) 本サービスの利用契約申込書に事実と異なる記載をしたとき
 - (4) 第9条第1項各号のいずれかに該当する場合
 - (5) 前各号のほか、当社が利用契約の承諾を不適切と認めた場合
- 4 契約者は利用契約申込書に記載した事項に変更があった場合は、遅滞なく、当社に申し出るものとします。

(契約期間)

第5条 本サービスの最低利用期間は、料金表に規定するとおりとします。

(契約者が行う契約の解除)

第6条 本サービスの契約解除については、当社に対し解除の日の10営業日前までに当社所定の書面を提出していただきます。

- 2 当社は本サービスの契約解除の申込みがあった場合は、これを承諾します。
- 3 本サービスの最低利用期間内における契約の解除の場合は、第13条に定める違約金を支払っていただきます。
- 4 第4条に定める申込みによる契約成立以降、サービス開始日までの期間において、契約者の都合により契約が解除された場合、第13条に定める違約金を支払っていただきます。

(当社が行う契約の解除)

第7条 当社は第9条の規定により、本サービスの提供を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解除できるものとします。

- 2 当社は契約者が第9条第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないで、その利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(利用中止)

第8条 当社は、次の場合には本サービスの利用を中止する場合があります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守、工事または故障等やむを得ないとき
 - (2) 天災地変等の非常事態の発生、または発生するおそれがある場合
 - (3) 当社の責めに帰すべからざる事由によりサービスの提供ができないとき
 - (4) その他当社が本サービスの利用を中止することが望ましいと判断した場合
- 2 当社は前項各号の規定によりサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第9条 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると認めるときは、本サービスの利用を停止することができます。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 当社が本サービス契約に基づき設置した接続装置について、当社の了解を得ずに移動、分解、変更、若しくは損壊したとき
- (3) 本サービスの運営に支障をきたす恐れのある場合
- (4) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払われないとき
- (5) 前各号のほか当社が本サービスの利用を不相当と認めるとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(サービスの終了)

第10条 当社は、当社の都合により本サービスの提供を終了する場合があります。

2 当社は前項各号の規定によりサービスを終了するときは、90日前までにそのことを契約者に通知します。

(料金の支払い)

第11条 契約者は料金表に定めるところにより、本サービスの料金を支払うこととします。

2 第9条の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても、サービスの料金の算出は当該サービスの提供があったものとして取扱います。

(料金の計算方法)

第12条 当社は契約者が支払う料金は暦日に従って計算します。

2 当社は、料金表で定められている本サービスについて、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金をその利用日数に応じて日割りします。

- (1) 暦日の初日以外の日にサービスの提供の開始があったとき
- (2) 暦日の初日以外の日に契約の解除があったとき
- (3) 暦日の初日にサービスの提供の開始を行い、その日にその契約の解除があったとき

3 当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを利用できない状態に陥った場合、当社がそのことを知った時刻から起算して、その状態が24時間以上連続したときに限り、契約者はその時刻に対応(24時間の倍数である部分に限ります)する料金の支払を要しません。

4 料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(違約金)

第13条 契約者の都合により、最低利用期間内にサービスの契約の解除があった場合は、違約金として残余の期間内に対応する料金に相当する額を一括して支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

第14条 この利用規約に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、料金表に定める額(税別額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(支払遅延利息)

第15条 契約者は、料金その他の債務について当社が定める支払い期日を経過してなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算した額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(譲渡制限)

第16条 契約者はこの利用規約に基づき本サービスを利用する権利を、当社の書面による事前の承認なく、他に譲渡並びに貸与することは出来ません。

(責任の制限)

第17条 契約者が本規約に定めるサービスを利用できないことにより被った損害については、直接的、間接的損害を問わず当社は損害賠償の責を負わないものとします。

2 当社は本規約に特別の定めがある場合を除き、当社の責めに帰すことのできない事由から契約者および第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

(協議)

第18条 利用規約に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、契約者及び当社は誠意をもって協議し、円満にその解決に当るものとします。

(管轄裁判所)

第19条 本規約について、契約者と当社との間で裁判を行う場合は、札幌地方裁判所を第1審における管轄裁判所とします。

料金表

1. 広域イーサネット ゲートウェイメニュー

※本メニューの新たな申し込みに関する受付は行いません。ただし、「イーサネット通信網サービス契約約款」に定めるイーサネット通信網契約者回線群と「S.T.E.P クロスファンクショナルサービス利用規約」に定めるバーチャルスイッチサービスとが通信可能な場合に限り、そのイーサネット通信網契約者回線群に対して、(4)に定めるオプションサービスの受付を行います。この場合、(2)に定めるサービス利用料ならびに(3)に定める工事費の支払いは要しません。

(1) サービスの内容

当社「イーサネット通信網サービス契約約款」に定めるイーサネット通信網契約者回線群と「コンピュータ通信網契約約款」に定める第5種コンピュータ通信網サービス間の通信機能を提供します。

(2) サービス利用料金

(税別額)

品 目	料金額 (月額)
広域イーサネット ゲートウェイサービスを利用する第5種コンピュータ通信網サービス契約が5回線までのもの	15,000 円
広域イーサネット ゲートウェイサービスを利用する第5種コンピュータ通信網サービス契約が30回線までのもの	20,000 円
広域イーサネット ゲートウェイサービスを利用する第5種コンピュータ通信網サービス契約が100回線までのもの	30,000 円
広域イーサネット ゲートウェイサービスを利用する第5種コンピュータ通信網サービス契約が100回線以上のもの	50,000 円
備 考 1 本サービスの最低利用期間は1年間とします。 2 広域イーサネットゲートウェイメニュー契約者は品目の変更を請求することができます。 3 最低利用期間内に前項の品目変更があった場合は、変更前の料金額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。 4 本規約に定めるオープンVPNゲートウェイサービスを利用し、第5種コンピュータ通信網サービスと通信する回線がある場合は、当該回線も第5種コンピュータ通信網サービス契約回線とみなします。	

(3) 工事費 (1 設定工事毎に)

(税別額)

区分	料金額 (月額)
初期工事費	120,000 円
設定変更工事費	15,000 円

(4) オプションサービス

(税別額)

		区分	保守対応	料金額 (月額)	
L2L-CPE	広域イーサネットゲートウェイメニュー契約者が利用する、イーサネット通信網契約者回線郡の終端に、接続装置を提供する機能	プラン1のもの	基本オンサイト	6,000円	
			オンサイトプラス	7,000円	
		プラン2のもの	基本オンサイト	10,500円	
			オンサイトプラス	11,500円	
		プラン3のもの	/		
		プラン4のもの	基本オンサイト	4,500円	
			オンサイトプラス	5,000円	
		プラン5のもの	基本オンサイト	10,000円	
			オンサイトプラス	10,500円	

1 本サービスの最低利用期間は1年間とします。

2 提供する接続装置により次の区分があります。

プラン1	回線接続装置に YAMAHA RTX810 または RT107e を提供するもの
プラン2	回線接続装置に YAMAHA RTX1210 または RTX1200 を提供するもの
プラン3	本プランの提供は終了しました。
プラン4	回線接続装置に NEC IX2105 または AG651cs を提供するもの
プラン5	回線接続装置に NEC IX2215 または IX2025 を提供するもの

3 L2L-CPE には保守対応時間により次の区分があります。

基本オンサイト	サービスの修理又は復旧の請求を受付けた時に、その受付けた時刻以降の間近の時間（土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下同じとします。）においてその修理または復旧を行うもの。
オンサイトプラス	基本オンサイト以外のもの

4 L2L-CPE 契約者は、当社に対して、利用する接続装置と同一の装置を当該契約者の保守対応用に用意しておく事（コールドスタンバイ）を請求することが出来ます。

この場合当社は、契約者の利用区分に応じて、下表の金額を適用します。

区分	単位	料金額 (月額)
プラン1	1台毎に	3,500円
プラン2	1台毎に	5,000円
プラン3	/	
プラン4	1台毎に	3,000円
プラン5	1台毎に	5,000円

※プラン3の提供は終了しました。

5 接続装置設置に係る工事費は下表のとおりとします。

工事の種類				工事費の額	
回線接続装置に係る工事	設置に関する工事費	下記以外のもの	プラン1、2のもの	60,000円	
			プラン4、5のもの	110,000円	
		当社営業時間内に実施する場合	プラン1、2のもの	40,000円	
			プラン4、5のもの	80,000円	
	変更、移転、一時中断の再利用に関する工事費	下記以外のもの	下記以外のもの		20,000円
			当社営業時間内に実施する場合		10,000円
		回線接続装置設置場所にて行う場合	下記以外のもの	プラン1、2のもの	55,000円
				プラン4、5のもの	100,000円
当社営業時間内に実施する場合			プラン1、2のもの	35,000円	
			プラン4、5のもの	70,000円	

6 L2L-CPE 契約者は区分の変更を請求することができます。

7 最低利用期間内に前項の区分に変更があった場合は、変更前の料金額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。

2. オープン VPN ゲートウェイメニュー

(1) サービスの内容

当社「コンピュータ通信網契約約款」に定める第5種コンピュータ通信網サービスと契約者が当社以外の第三者と契約するインターネット通信サービス間の通信機能を提供します。

(2) サービスの区分

オープン VPN ゲートウェイメニューには次の品目があります。

ソフト VPN 型	契約者が当社以外の第三者と契約するインターネット通信サービス契約の終端箇所において当社が指定するソフトウェアをインストールし、必要情報を登録した端末機器（以下「指定端末」といいます。）を設置し、当社、第5種コンピュータ通信網サービスおよびオープン VPN ゲートウェイメニューサービス間で通信を行うもの。
固定通信型	契約者が当社以外の第三者と契約するインターネット通信サービス契約の終端箇所において、当社が指定する接続装置を設置し、当社、第5種コンピュータ通信網サービスおよびオープン VPN ゲートウェイメニューサービス間で通信を行うもの。
備考 当社は、契約者が本サービスを利用するにあたり当社以外の第三者と契約するインターネット通信網サービスに係る通信の品質を保証しません。	

(3) サービス利用料金

①ソフト VPN 型

(税別額)

適 用	料金額 (月額)
1 指定端末毎に	2,000 円
備考 1 本サービスの最低利用期間は1年間とします。 2 契約者はソフト VPN サービスの利用にあたり必要となる各種情報の漏洩および、指定端末の紛失が無い様、注意をもって保管して頂きます。 3 契約者は必要情報の漏洩および指定端末の紛失が生じた場合は当社が別に定める窓口ご連絡して頂きます。 4 前項の連絡が無い場合は、当社は指定端末からの通信を契約者から通信とみなしません。この場合、紛失した指定端末による契約者以外からの通信により契約者に生じた損害について、当社はその責を負わないものとします。	

②固定通信型のもの（1回線毎に）

（税別額）

区分	保守対応	料金額（月額）
プラン1のもの	基本オンサイト	6,500円
	オンサイトプラス	7,500円
プラン2のもの	基本オンサイト	11,500円
	オンサイトプラス	12,500円
プラン3のもの		
プラン4のもの	基本オンサイト	5,500円
	オンサイトプラス	6,000円
プラン5のもの	基本オンサイト	11,000円
	オンサイトプラス	11,500円

- 1 本サービスの最低利用期間は1年間とします。
- 2 固定通信型で利用する契約者が当社以外の第三者と契約するインターネット通信サービスにおいて通信可能な接続先は、本規約に定めるサービスおよび当社「コンピュータ通信網サービス契約約款」に定める第5種コンピュータ通信網サービスに限定します。
- 3 固定通信型には提供する接続装置により次の区分があります。

プラン1	回線接続装置に YAMAHA RTX810 または RT107e を提供するもの
プラン2	回線接続装置に YAMAHA RTX1210 または RTX1200 を提供するもの
プラン3	本プランの提供は終了しました。
プラン4	回線接続装置に NEC IX2105 または AG651cs を提供するもの
プラン5	回線接続装置に NEC IX2215 または IX2025 を提供するもの

- 4 固定通信型には保守対応時間により次の区分があります。

基本オンサイト	サービスの修理又は復旧の請求を受付けた時に、その受付けた時刻以降の間近の営業時間（土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下同じとします。）においてその修理または復旧を行うもの。
オンサイトプラス	基本オンサイト以外のもの

- 5 固定通信型契約者は品目の変更を請求することができます。
- 6 最低利用期間内に前項の品目変更があった場合は、変更前の料金額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。

(4) 工事費

①ソフト VPN 型 (1 設定工事毎に)

(税別額)

区 分			料金額 (月額)
初期工事費および設定変更工事費	ソフト VPN 型	下記以外のもの	20,000 円
		当社営業時間内に実施する場合	10,000 円

②固定通信型のもの (1 回線毎に)

(税別額)

工事の種類				工事費の額	
回線接続装置に係る工事	設置に関する工事費	下記以外のもの	プラン 1、2 のもの	80,000 円	
			プラン 4、5 のもの	130,000 円	
		当社営業時間内に実施する場合	プラン 1、2 のもの	50,000 円	
			プラン 4、5 のもの	90,000 円	
	変更、移転、一時中断の再利用に関する工事費	下記以外のもの	下記以外のもの	40,000 円	
			当社営業時間内に実施する場合	20,000 円	
		回線接続装置設置場所にて行う場合	下記以外のもの	プラン 1、2 のもの	75,000 円
				プラン 4、5 のもの	120,000 円
			当社営業時間内に実施する場合	プラン 1、2 のもの	45,000 円
				プラン 4、5 のもの	80,000 円

(5) オプションサービス

(税別額)

		区 分	単 位	料金額 (月額)
コールドスタンバイ機能	その契約者が利用する当社が提供する接続装置について、同一の装置を当該契約者の保守対応用に用意しておく機能	プラン1	1台毎に	3,500円
		プラン2	1台毎に	5,000円
		プラン3	/	
		プラン4	1台毎に	3,000円
		プラン5	1台毎に	5,000円
備考				
1 コールドスタンバイ機能は固定通信型メニューに限り提供します。				
2 プラン3の提供は終了しました。				

3. ファイアウォール・ゲートウェイメニュー

(1) サービスの提供

当社「コンピュータ通信網サービス契約約款」に定める、第1種コンピュータ通信網サービス イーサネット方式のもの、第3種コンピュータ通信網サービス回線に対して、ファイアウォールゲートウェイ・サービスを提供します。

(2) サービスの内容

当社は契約者から申込のあった運用ポリシーに基づき、契約者からインターネット及びインターネットから契約者への通信パケットのルーティング及びフィルタリングを行います。

2. 前項のサービス提供にあたっては、次の条件があります。

- ①契約者からインターネットへの通信については、送信元となる全てのプライベートアドレスを1個の固定されたグローバルアドレスに変換します。
- ②本ゲートウェイを介する通信（セッション）数は有限とします。
- ③インターネットから契約者の内部ネットワーク機器へのアクセスについて、本ゲートウェイにてポートフォワーディング機能を提供します。ただし、ポートフォワーディングの設定可能数は有限とします。

(3) 運用ポリシー

契約者は、当社指定の手段と様式により当社へ運用ポリシーを申請して頂きます。当社は契約者より申請のあったポリシーに基づき、本サービスを提供致します。

なお、設定可能な運用ポリシー数は有限とします。

2. 運用ポリシーの設定作業は当社が行なうこととし、契約者自ら設定作業を行なうことはできません。

(4) ポリシー変更

契約者は運用ポリシーの変更を請求することができます。

2. 当社は前項の請求があった場合は、請求を受付けた日の翌営業日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日とします。以下同じとします。）から5営業日以内に変更作業を実施します。

なお、請求を受付けた日時が営業時間（営業日の午前9時から午後5時までの時間を言います。以下同じとします。）外となる場合は、当該請求について翌営業日に受付けたものとみなします。

(5) ログの提供

当社は契約者に対し、当社が別に定める仕様により、本ゲートウェイを介する通信のログ及びログ解析レポートを提供します。

2. 前項のログ及びログ解析レポートを提供することが出来ない期間が生じた場合の扱いは、本規約第8条第3項の適用除外と致します。

(6) オプション機能

当社は契約者から申込があった場合、次のオプションサービスを提供します。

名称	内容
アンチウイルスオプション	ウイルススキャン及びファイルブロックを提供する機能
備考 <ul style="list-style-type: none">・アンチウイルスオプションでスキャンおよびファイルブロック機能を有効にできるプロトコルは以下のとおりです。 「HTTP」、「FTP」、「IMAP」、「POP3」、「SMTP」・ファイルブロック機能を有効にできる拡張子数には限りがあります。・アンチウイルスオプションでスキャンできるファイルサイズおよび圧縮ファイルの形式は以下のとおりです。 ファイルサイズ : 10MB 未満 圧縮ファイル形式 : 「tar」、「gzip」、「rar」、「lzh」、「lha」、「cab」、「arj」 (多重圧縮については 12 回まで対応)・アンチウイルスオプションはすべてのウイルスを検知し、除去できることを保証するものではありません。当社は、ウイルスを検知し、除去できないことにより契約者に生じた損害について、賠償の責を負いません。・アンチウイルススキャンオプションをご利用の場合、インターネット接続の実効速度が低下する場合があります。	

(7) 料金表

①基本料金

(税別額)

品 目	料金額 (月額)
基本サービス利用料金	50,000 円
備考 <ul style="list-style-type: none">・本サービスの最低利用期間は 1 年間とします。・基本サービス利用料金はサービス提供開始 10 営業日経過する日より課金致します。	

②オプション利用料金

(税別額)

品 目	料金額 (月額)
ウイルススキャンオプション	—
備考 <ul style="list-style-type: none">・契約者の本サービス利用形態によっては、トランジットオプションの申込が必須となります。・ウイルススキャンオプションは契約者の選択により無償にて提供致します。	

③工事費

(税別額)

品 目		料金額 (月額)
運用ポリシーの設定、変更に係る費用	初期費用	50,000 円
	変更費用	10,000 円
備考		
<ul style="list-style-type: none">・初期費用：サービス提供開始日から 10 営業日内の運用ポリシー設定変更作業を含みます。ただし、上記期間内において営業時間外に設定変更作業を実施する場合は、変更費用を適用致します。・変更費用：サービス課金日以降に、運用ポリシー設定変更作業を実施する際、1 の作業毎に適用致します。ただし、毎月 2 回までの運用ポリシー変更については、変更費用の適用を除外致します。(ただし、営業時間外の実施を除く)		

4. セキュア RD 接続メニュー

(1) サービスの内容

操作・被操作 PC にソフトウェアをインストールし、互いにゲートウェイサーバに接続することで操作 PC に被操作 PC 画面を転送する機能を提供します。

(2) サービスの仕様

セキュア RD 接続メニューのサービス仕様は、別に定める「S.T.E.P ゲートウェイサービス仕様書（セキュア RD メニューに係るもの）」に準じます。なお、この仕様の内容は、規約の一部を構成するものとします。

(3) 料金表

①基本料金

(税別額)

品 目	料金額 (月額)
基本サービス利用料金 (1 の ID 毎)	3,800 円

②工事費

(税別額)

品 目	料金額 (月額)
ID・パスワード等の初期設定、 変更に係る費用	初期費用 3,800 円
	変更費用 5,000 円
備考 ・初期費用：1 の ID 毎に適用致します。サービス提供開始日から 10 営業日内の運用ポリシー設定変更作業を含みます。ただし、上記期間内において営業時間外に設定変更作業を実施する場合は、変更費用を適用致します。 ・変更費用：サービス課金日以降に、運用ポリシー設定変更作業を実施する際、1 の作業毎に適用致します。ただし、毎月 2 回までの運用ポリシー変更については、変更費用の適用を除外致します。(ただし、営業時間外の実施を除く)	

附則

(実施期日)

この規約は、平成19年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規約は、平成23年9月1日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規約実施日以降は、プラン4の回線接続装置において、NEC AG651csの新たな申し込みに関する受付は行ないません。

附則

(実施期日)

1 この改正規約は、平成24年6月29日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規約実施日以降は、プラン1の回線接続装置において、YAMAHA RT107eの新たな申し込みに関する受付は行ないません。

附則

(実施期日)

1 この改正規約は、平成24年11月1日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規約実施日以降は、回線接続装置において、プラン3 YAMAHA RTX1500 およびプラン4 NEC IX2005の新たな申し込みに関する受付は行ないません。

附則

(実施期日)

1 この改正規約は、平成27年3月16日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規約実施日以降は、プラン2の回線接続装置において、YAMAHA RTX1200の新たな申し込みに関する受付は行ないません。

附則

(実施期日)

1 この改正規約は、平成29年5月15日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規約実施日以降は、プラン5の回線接続装置において、NEC IX2025の新たな申し込みに関する受付は行ないません。